

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定) 附属書 3 の L に基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づくトマト加工品の日本農林規格の改正
について

下記のとおり、トマト加工品の日本農林規格（JAS 1419）を改正する予定
ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出して
ください。

記

- 1 件名
トマト加工品の日本農林規格の改正
- 2 対象範囲
トマトジュース， トマトミックスジュース， トマトピューレー， トマトペー
スト， トマトケチャップ， トマトソース， チリソース及び固形トマト
- 3 趣旨
トマト加工品の日本農林規格について、濃縮トマトに p H 調整剤を使用で
きるように定義を変更し、また、試験に使用する試薬を具体的に列挙するな
どの改正を行う。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1－2－1
T E L （ 0 3 ） 6 7 4 4－7 1 3 9
F A X （ 0 3 ） 6 7 4 4－0 5 6 9
- 6 意見提出期限
掲載から 6 0 日後